

(件名)

令和 4 年度静岡県地域防災計画の修正案について

1 法律の改正等

●津波対策の推進に関する法律の改正を踏まえた修正

- ・津波からの避難や、津波に関する防災教育、防災訓練等の効果的な実施のための津波対策へのデジタル技術の活用【資料 1-2 P10】

2 国防災基本計画の修正

●盛土対策の推進

- ・人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に関する詳細調査、撤去、擁壁設置、支障除去等の対策の国による支援【資料 1-2 P233】
- ・危険が確認された盛土についての各法令に基づく速やかな是正のための行政指導・行政処分、対策完了までの避難情報の発令基準等の見直しに係る県から市町への適切な助言・支援【資料 1-2 P233】
- ・不適正な盛土事案の課題解決を図るための副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」の設置【資料 1-2 P233】

●適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

- ・学校における消防団員等が参画した防災教育の推進【資料 1-2 P12】
- ・避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言【資料 1-2 P39】

●最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ・緊急輸送ルートの確保に向けた道路網の整備、道路占用の制限、無電柱化の促進【資料 1-2 P27】
- ・避難所における食物アレルギーへの配慮【資料 1-2 P44】
- ・避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備【資料 1-2 P25】

3 本県において実施する施策等の反映

●迅速・円滑な人命救助等のための取組

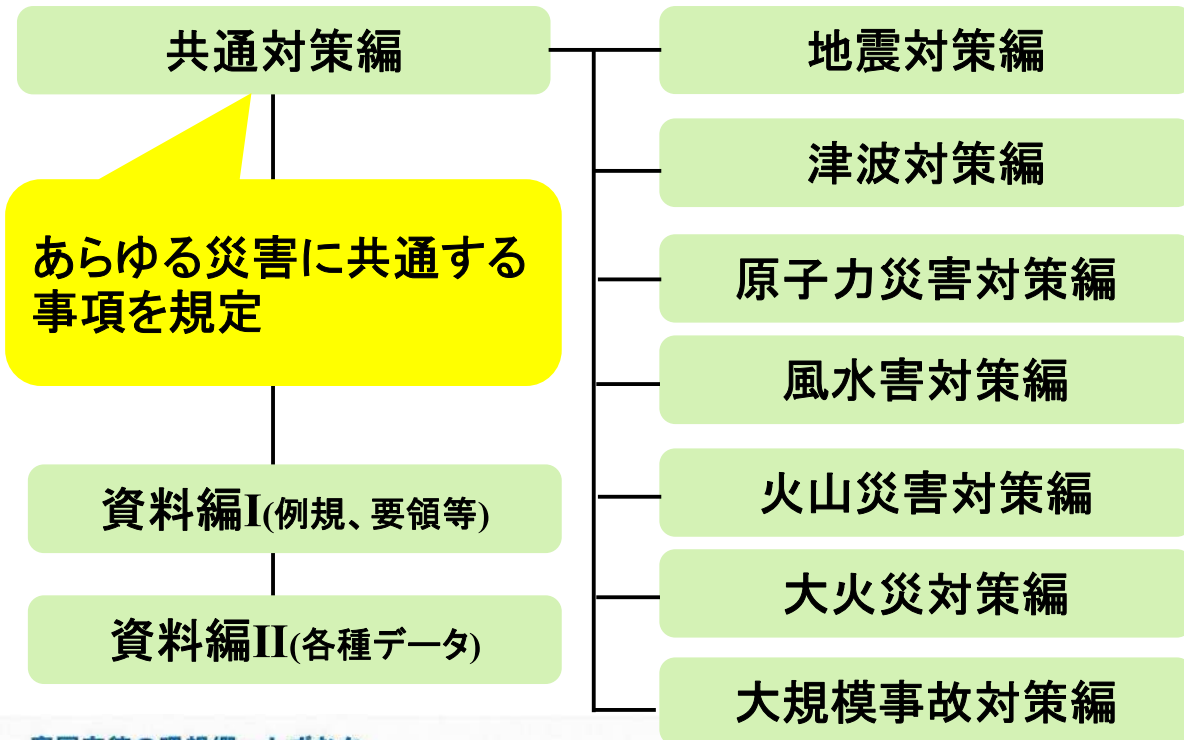
- ・災害時における安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等の公表【資料 1-2 P37~38、41、85】

- 住民の早期避難に向けた取組、避難情報の適切な発令
 - ・「わたしの避難計画」の推進【資料1－2 P18】
- 自主防災組織への女性の参画
 - ・防災担当委員等役員の3割以上が女性となるよう、県及び市町から自主防災組織へ助言・支援【資料1－2 P20】

4 その他修正事項

- 地震対策編構成の見直し【資料1－2 P30～95等】※詳細は参考資料1-1参照
- 東海地震に関連する情報が運用停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正【資料1－2 13～217】
- 県の組織改編を踏まえた修正、時点更新【資料1－2 P28】 等

- ・災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づく、静岡県の区域に係る防災対策の大綱。以下の編からなる。

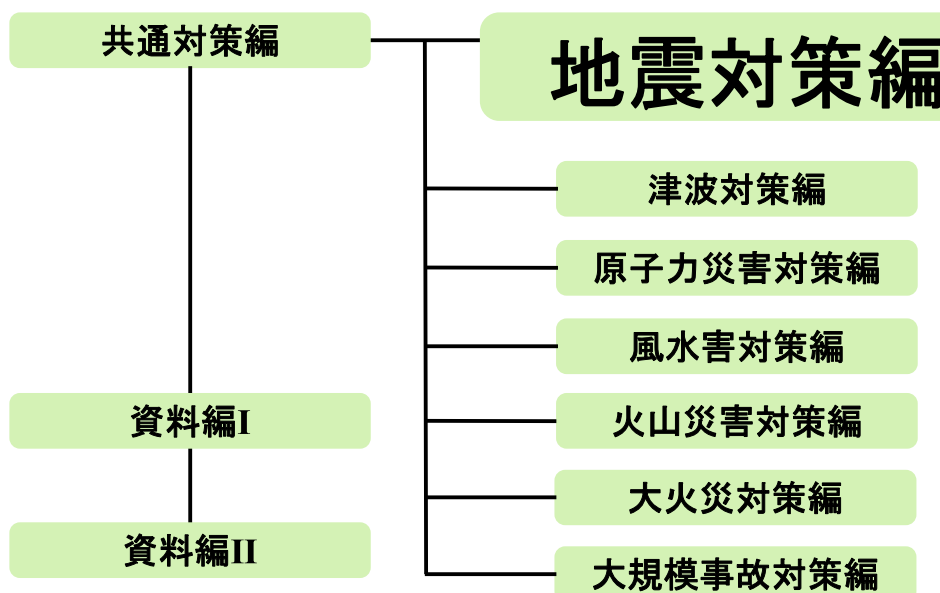


富国 有徳の理想郷 - しずおか
ふじのくに

地震対策編構成の見直し①

- ・昭和51年に東海地震説が提唱され、昭和53年に東海地震対策について規定する「大規模地震対策特別措置法」が制定されて以降、本県の地域防災計画はとりわけ**地震対策編**の充実が図られてきた。

現行の地域防災計画本編の姿

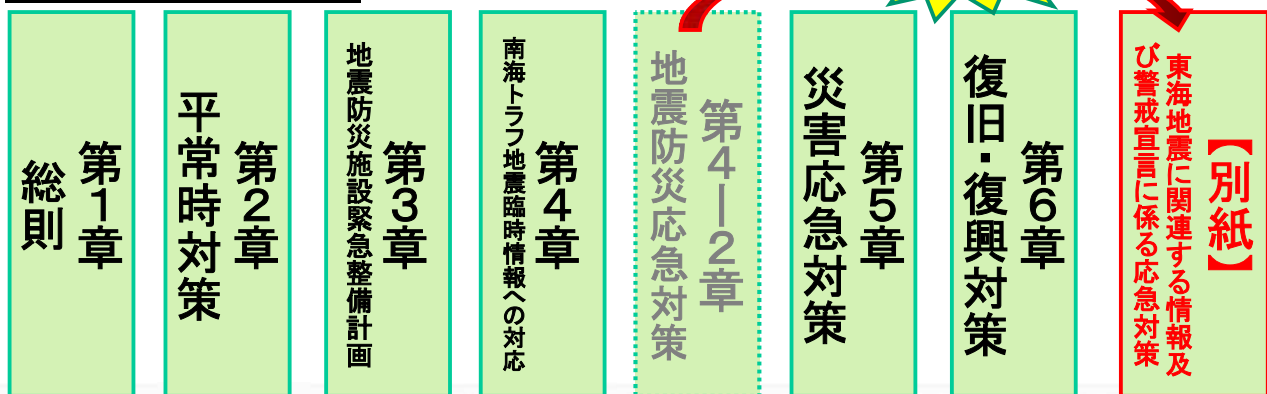


・内容の肥大化
・本来共通対策編に記載して
然るべき(あらゆる災害に
共通する)内容も記載

富国 有徳の理想郷 - しずおか
ふじのくに

地震対策編構成の見直し②

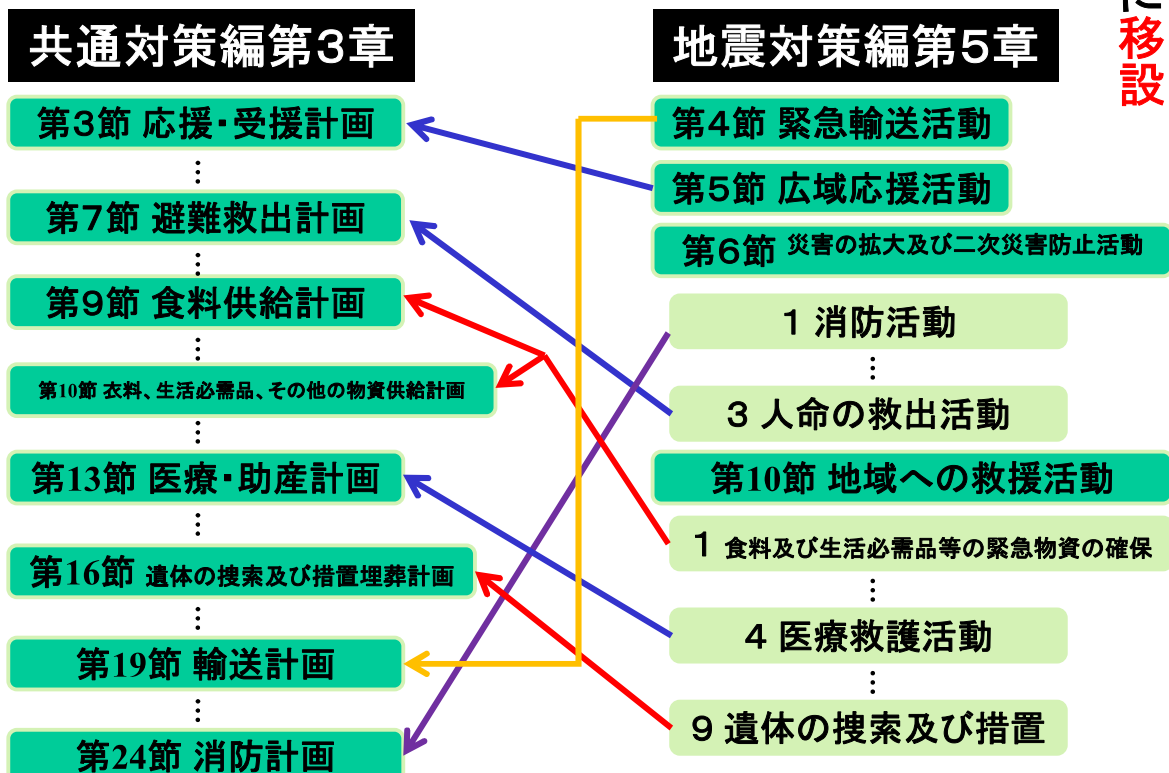
- ・地震予知が可能である前提で発令される「東海地震注意情報」、
「東海地震警戒宣言」等に代わり、令和元年5月に南海トラフ上の
どこかで大地震が発生した際、他の地域でも後発地震発生の確度
が高まったことを知らせる「**南海トラフ地震臨時情報**」が運用を開始
にも関わらず、県地域防災計画では、運用停止された東海地震に
関連する情報を前提とした防災対応が第4-2章で規定されている。
- ・そこで、従前の**第4-2章を地震対策編の「別紙」に移設し**、分かり易い
構成・名称に変更



富国徳の理想郷ーしずおか
ふじのくに

地震対策編構成の見直し③

移設の例



・地震対策編第5章「災害応急対策」のうち、**あらゆる災害に共通する内容を**共通対策編第3章「災害応急対策」等に**移設**

※その他、地震対策編第5章第1節「防災関係機関の活動」を共通対策編第1章「富国徳の理想郷ーしずおか」防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に移設等もあり

ふじのくに